【資料１】

議　　第　　104　　号

令 和 4 年 6 月 10 日 提 出

令和４年度熊本市水道事業会計補正予算

（総　則）

第１条　令和４年度熊本市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第２条　予算第５条で定めた債務負担行為の事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

（追加分）　　（単位：千円）

事　　項	期　　間	限度額
水の科学館指定管理料	令和4年度～令和9年度	220,436

熊　本　市　長　　大　西　一　史

水の科学館指定管理料

1　事業概要（補正理由）

平成18年度から指定管理者制度を導入している水の科学館について、指定管理料の更新に伴う債務負担行為を設定するもの。

2　債務負担行為

（単位：千円）

事　項	期　間	限度額
水の科学館指定管理料	令和4年度～令和9年度	220,436

（参考）

設置目的	水に親しみ、上下水道についての理解を深めるための学習の場を提供することにより、上下水道に関する知識の普及並びに水及び水源の保全に対する意識の高揚を図る	施設概要	鉄筋コンクリート平屋建　2,415㎡
			科学館建物 （展示、ホール、学習フロア等）
所在地	北区八景水谷1-11-1		中池、人工湧水池、遊具　外
開設	平成2年10月	利用料金	無料

年度別来館者数（人）	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
	126,888	112,480	111,268	121,366	95,939	108,481	127,282	91,153	31,855	16,385

※H28.4月～7月は熊本地震のため閉館。
R2.2月～5月、R3.4月～9月、R4.1月～3月は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から閉館。